

学校感染症および出席停止

- (1) 学校感染症は下記のとおり、医師の登校許可が出るまでの期間「出席停止」となります。
- (2) 学校感染症が治癒して登校する際には、「学校感染症による欠席届」を保護者が記入し、検査結果用紙 または医療機関から処方された調剤明細書のコピー等、罹患を証明できるものと一緒に学校(担任)に提出してください。
- (3) 学校感染症の種類および出席停止期間 [学校保健安全法施行規則第18条・第19条]

病 名		出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	中東呼吸器症候群(MERS)	
特定鳥インフルエンザ		
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後(発熱等の症状が出た日の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の学校感染症は、医師が出席停止が必要と認めるもの (例) 感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症 伝染性紅斑・RSウイルス感染症・ウイルス性肝炎 手足口病・ヘルパンギーナなど
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※	